

租税史

日本近世の行政事務とその経費

税務大学校租税史料室研究調査員

舟橋明宏

SUMMARY

日本近世史の分野では、1970年代末以降に二つの大きな研究の流れが生まれた。一つは、久留島浩の幕領の組合村 - 惣代庄屋制論から出発した地域史研究、もう一つは、山口啓二・高木昭作の役・小物成論から出発した身分論・国家論である。庶民の諸負担という面から見ると、前者は地域的入用、後者は小物成の研究を進展させたといえよう。

しかし、その半面で、正祖である年貢の研究は低調である。そこで本稿では、このような現状を打開するために、年貢・小物成・諸入用の三者をトータルで「租税」と捉え、国家や社会の中に位置付け直すという観点から、日本近世における行財政の執行体制に注目して考察している。

なお、本稿は、平成24年11月14日(水)に税務大学校和光校舎で開催された「税に関する公開講座」での当校租税史料室研究調査員舟橋明宏による講演内容を改稿したものである。(平成25年10月31日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	194
1 年貢諸役の概要	195
2 庶民の仕事と領主役人	196
(1) 近世の村と村役人	196
イ 近世より前の村の姿	196
ロ 近世の村の場合	197
(2) 領主役所と役人たち	197
イ 幕府の場合	197
ロ 幕府代官所の構成	198
八 代官所・郡代所の職務内容	198
二 天保 10 年 (1839) の全国代官所一覧表	198
ホ 藩の場合	200
へ 初期府県の職員数	200
ト まとめ	200
3 「官」と「民」の間～中間組織の諸相～	201
(1) 白河藩 (福島県) の場合	201
イ 藩の領地	201
ロ 須賀川町の行政	201
八 須賀川町会所	201
(2) 桑名藩 (三重県) の場合	201
イ 藩の領地	201
ロ 柏崎陣屋	201
八 柏崎陣屋の会所	202
(3) 会所の業務とは	204
おわりに	205

はじめに

日本近世史の分野では、1970 年代末以降に A・B 二つの大きな研究の流れが生まれた。A は、久留島浩⁽¹⁾の幕領の組合村 - 惣代庄屋制論から出発した地域史研究である⁽²⁾。国訴などの民衆運動⁽³⁾、近世・近代移行期論⁽⁴⁾、地域的入用⁽⁵⁾、藩領の大庄屋⁽⁶⁾などに大きな影響を与えた。もう一つの B は、山口啓二・高木昭作⁽⁷⁾の役・小物成論⁽⁸⁾から出発した身分論・国家論である。国家・身分・役を巡る多

様な研究潮流を生み出した⁽⁸⁾。

庶民の諸負担という面から見ると、A では地域的入用、B では小物成^{こものなり}の研究を進展させたといえよう。

しかし、その半面で、正租である年貢の研究は低調であった。このような現状を打開するためには、年貢・小物成^{こものなり}・諸入用の三者をトータルで「租税」として捉え、国家や社会の中に位置付け直す必要があるのではないかと考える。本論は、そのような方向性の試み

であり、先行研究に学びながら、行財政の執行体制に注目していきたい。

一般的に前近代、特に封建制下の租税とは、国家権力・地域権力が自らを維持する経費として、封建的農民から剰余生産物⁽⁹⁾を地代という形で取り立てる収入のことである。日本の近世の場合には、地域権力が否定されて、統一権力が成立している点に特徴がある⁽¹⁰⁾。

ただし、近世の年貢などの租税の本質を「税」と規定できるかどうかについては、論争があり、いまだ決着していない。その論点は、近世の国家・社会をどのように考えるのかという難問に深く関わっている。

石井紫郎⁽¹¹⁾に代表される法制史（国制史）では、年貢諸役の本質を「税」と評価する。しかし、社会経済史の分野では、年貢諸役の本質を「税」とはしない⁽¹²⁾。年貢諸役は、「封建的土地所有」に基づく「生産物地代」であると規定するのである。

筆者は、これまで社会経済史の分野で研究を進めてきた。しかし、議論を進める便宜から、「税」的な表現を交えて議論を進めていく。

1 年貢諸役の概要

本章では、近世の年貢諸役を概観し、本論全体の前提としたい。

近世の年貢諸役及び専売制を簡単に表にまとめると以下ようになる。

表1 江戸時代の租税の内容

税目	支配	課税対象	内容
年貢	土地支配	高請地 (検地あり)	耕地・宅地
		高外地 (検地なし)	山野河海
こものなり 小物成	じんしん 人身支配	人身	交通・運輸・ 普請人足・ 小荷駄役
		産物単位	漁業・林業
うんじょう みょうが 運上・冥加	そのほか	営業単位	酒造
			質屋
			問屋
			髪結
			株仲間 舟運…など
専売制	そのほか	商品生産	独占買上
		商品流通	流通
		商品販売	独占販売

「税目」としては、年貢⁽¹³⁾、小物成⁽¹⁴⁾、運上・冥加の三つがある。この三つは、領主の直接的な財政収入となる。このほかに、領主が直接的あるいは間接的に商品生産・商品流通に関わる専売制がある⁽¹⁵⁾。

年貢は、「高請地」という検地⁽¹⁶⁾を受けて石高をつけられた土地（田・畑・屋敷など）に賦課される貢租負担である。正租なので「本途物成」、あるいは単に「物成」などとも呼ばれた。賦課対象が、土地の全てではな

い点に注意したい。納付形態は、米などの現物納が基本であったが、金銀銭納の場合もあった⁽¹⁷⁾。

小物成は、雑多な課税対象を含む雑税の一種である。広義と狭義の両方があり、広義の場合には、次の運上・冥加を含む意味となる。ここでは、狭義の意味で説明する。狭義の小物成は、検地を受けず、石高をつけられていない「高外地」(山野河海)の用益に対する賦課、それに石高などを基準に労働力を提供する役負担の2つが中心になる。小物成の納付形態は、多様である。

運上・冥加は、広義の小物成のうちで、営業税や取引税、免許税のような「税目」をいう。年季を区切るもの、年によって増減するものが多い。

及びの雑税は、明治8年(1875)に廃止されるが、全国各地で1,500種類余りが存在していたという⁽¹⁸⁾。

の専売制は、近世の初期から存在するが、特に中期・後期の藩政改革で、中心的な役割を担った。領主が特定の商品を独占的に売するものである。専売制を採用する以前は、庶民の生活を支えるような商品生産・流通であった場合など、領主と庶民の間で激しい対立をもたらすことも多かった。

本章では、年貢諸役、そして専売制について概観した。租税としては、このほかに諸入用がある。

2 庶民の仕事と領主役人

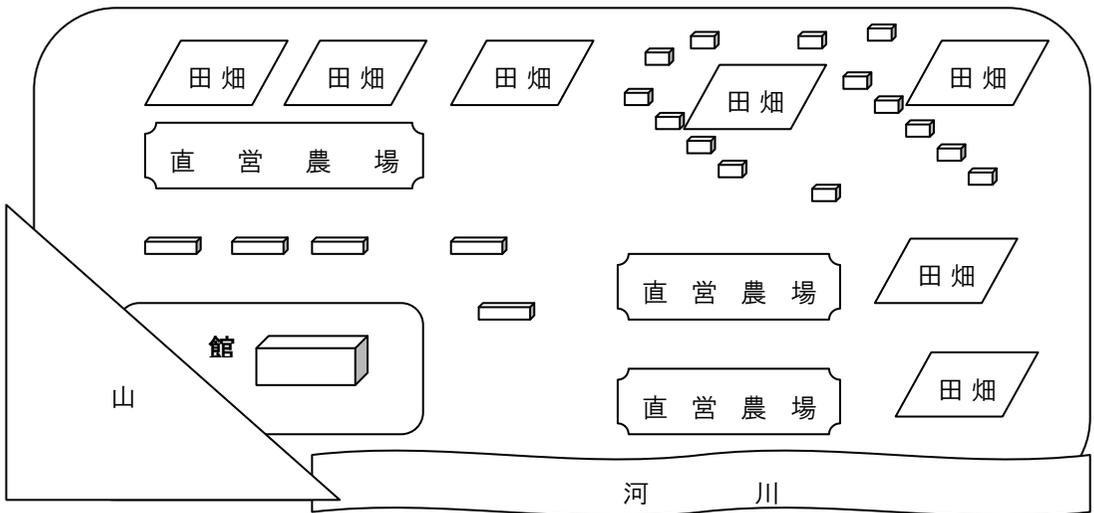
本章では、近世の村請制下において、行政を担う領主役人の執行体制について検討する。

(1) 近世の村と村役人

イ 近世より前の村の姿

まず、図Aにより、近世よりも前の時期の村の姿を見てみたい⁽¹⁹⁾。

図A 村の概念図



山を背にした高台に館、領主の屋敷がある。その周囲に堀を掘ったり、石垣を廻らしたりすることも多い。そのすぐ下に、家来たちの屋敷がある。そして、領主の直営農場がある。領民の家と耕地は、その外

縁に点在したり、集落を形成したりする。

館の後ろにある山は、田畑の肥料や牛馬の飼料、そして日々の燃料を採集する場所である。その山からは川や湧き水が流れ出ており、それらを水源に溜池を築造した

り、用水を開削したりしている。山と川は農業生産の基礎となっている。

このような山と川に対する権利（所有権・用益権）は、農場経営者も兼ねる領主が所有するか、優先権を保持していて、直営農場の農業生産に活用している。

このような姿の村の場合、領主が行政的な指示を領民に与える場合、担当役人の家来が直接領民に面談して命令することになる。

□ 近世の村の場合

以上の形は、近世になるとどのように変化するのであろうか。

近世になると、二つの大きな政策転換が行われた。

一つ目は、武士の都市集住である。領主と家来は、より上級の領主つまり大名の城下町に住むことを強制される。領主は家来を連れて城下町に引っ越し、館やかたや家来屋敷を引き払い、分割して領民に下げ渡す。いわゆる「都市と農村の分離」(城下町の形成)と呼ばれる政策である。

二つ目は、武士は農業経営から遊離することが強制される。武士が直営農場を持つことは原則として禁止されるのである。いわゆる「兵農分離」と呼ばれる政策である。直営農場や家来の耕地は、分割されて領民に下げ渡される。また、山と川に対する権利も不要になるので、領民たちに譲られて、領民が個別あるいは共同の権利者となる。

この二つの政策により、村は「百姓だけの村」となる⁽²⁰⁾。このような姿の村で、領主が行政的な指示を領民に与える場合、城下町から村に手紙で送り、現地で手紙を受け取った村の代表者（村役人）が事務を下請けする形となる。研究用語では「文書による支配」と呼ばれる。換言すれば、「行政の村請制」⁽²¹⁾のような形になっていたのである。このような形では、領民自身に高い行政処理能力が不可欠であった。そのよ

うな能力が前提にある社会体制であるといえる⁽²²⁾。

近世は庶民の識字率が高かったことが指摘されている⁽²³⁾。それは教育熱心さの結果ではなく、このような行政処理能力に関わる社会体制に起因する問題である。

(2) 領主役所と役人たち

以上のように、社会全体の仕組みとして、庶民が広範に行政事務の下請けをしていたと見られる。一方で、領主役人はどのような体制で、どのような仕事をしていたのであろうか。幕府と諸藩、そして明治初期の府県について検討していく。

イ 幕府の場合

表2 幕府領の内訳

全 国	幕 府 領		分 担
3,000万石	700万石	直 轄 領	400万石
			勘定奉行
	遠国奉行		
		大名預地	
		旗本・御家人	300万石

全国の石高は約 3000 万石である。そのうちで、中期以降の幕府の領地は、直轄領が約 400 万石、旗本・御家人領が約 300 万石⁽²⁴⁾、合計 700 万石程度である。全国の約 3~4 割を幕府が支配していたことになる。

さらに、幕府直轄領高 400 万石は、勘定奉行（勘定所）、遠国奉行⁽²⁵⁾、大名預地⁽²⁶⁾、の三つに分けて支配していた。このうち 勘定所管轄が 8 割を超えており、幕府直轄領支配の中核である。勘定所は、幕府の一般財政・行政・司法を司る役所である。勘定所の下に、代官所・郡代所を置き、勘定奉行配下の代官・郡代を配した。

□ 幕府代官所の構成

勘定奉行（勘定所）の下に、全国各地に40箇所前後の代官所・郡代所を置いた。代官と郡代は、郡代の方が格上であるが、仕事の内容は同じである。

各代官所・郡代所の人員構成は、次のようになっていた。

表3 代官所の人員構成

地位	役職	備考
長官	代官	幕臣
官吏	元締	てたい てつけ 手代・手付の中から選出
	てだい 手代	・非幕臣 ・代官所の雇用
	てつけ 手付(手附)	・幕臣(御家人) ・勘定所から出向
用務員	足軽・書役・侍・中間など	雑務・警備

代官・郡代は、江戸に江戸役所⁽²⁷⁾、現地に陣屋⁽²⁸⁾（現地役所）を置いた。支配範囲が広範囲の場合には、必要に応じて「出張陣屋」（陣屋の出張所）も置いた。代官の部下である官吏たちは、江戸と現地に分かれて勤務する（詰める）形である。

役所の吏員にも2種類あった。手代は、役所などの経費あるいは代官・郡代の私費で雇われた下級役人で、身分的には幕臣で

はない。手付（手附）は勘定所に所属する下級役人で、代官所・郡代所に出向している幕臣である⁽²⁹⁾。身分に違いはあったが、仕事の内容は同じである。

八 代官所・郡代所の職務内容

表4 代官所の職務内容

地方	公事方
年貢収納	治安・警察
実情把握・調査	裁判
法令伝達	風紀(風俗取締)
戸籍(人別改め)	犯罪人の逮捕・取調
土木工事(普請)	犯罪の実況見分・調査
社会政策・教化	刑事裁判の審議・調査 (検使)

勘定所の仕事は、大きく分けて二つに分かれる。それに対応して、代官所・郡代所も同じである。一つは、民政一般を担当する「地方」である。もう一つは、治安・警察・裁判を担当する「公事方」である。手付・手代は、年度初めに役割分担を決めて、一年間その分担で執務した。

二 天保10年（1839）の全国代官所一覧表

天保10年（1839）の全国代官所一覧を詳しく見てみたい。

表5 天保10年の全国の代官所一覧（郡代は除く）

国	陣屋	支配高	江戸	現地	出張陣屋	詰数	一人あたり石高
陸奥	川俣	86,239	7	4	陸奥小名浜4、陸奥梁川3	18	4,791
陸奥	桑折	83,783	9	10		19	4,410
陸奥	塙	57,297	7	4	陸奥浅川3	14	4,093
出羽	柴橋	69,957	12	5	出羽寒河江3、出羽幸生銅山1	21	3,331
出羽	尾花沢	78,099	7	4	出羽東根3、出羽大石田船役所1	15	5,207
下野	真岡	94,634	17	3	常陸上郷1	21	4,506
下野	東郷	83,531	19	3	武蔵小菅納屋2、下野宇都宮貫目改役所1	25	3,341
上野	岩鼻	134,991	27	3	下野足尾銅山1、武蔵板橋貫目改所1	32	4,218
府内	江戸	105,007	23			23	4,566
府内	江戸	85,172	17			17	5,010

府内	江戸	85,763	17		下野今市御蔵所 2	19	4,514
府内	江戸	115,447	27			27	4,276
府内	江戸	134,924	29		浦賀御蔵所 3、城ヶ崎箒屋 1、品川貫目改所 1、千住貫目改所 1	35	3,855
府内	江戸	87,545	18		江戸御備場 1、上総富津 10、上総竹ヶ岡 14	43	2,036
越後	脇野町	53,748	17	4	越後川浦 4	25	2,150
越後	出雲崎	71,289	10	10		20	3,564
越後	水原	106,149	11	5	陸奥田嶋 4	20	5,307
甲斐	甲府	84,540	13	9		22	3,843
甲斐	市川	79,683	7	9		16	4,980
甲斐	石和	57,829	11	8		19	3,044
信濃	中之条	69,575	9	3	信濃御影 3、信濃追分宿貫目改所 1	16	4,348
信濃	中野	54,298	8	4		12	4,525
伊豆	韭山	84,118	13	8	伊豆三嶋 1、相模荒川番所 1、甲斐谷村 5	28	3,004
駿河	駿府	80,104	11	7	信濃飯嶋 3、駿河松岡 1、駿河嶋田 2	24	3,338
遠江	中泉	62,959	12	8	三河赤坂 4	24	2,623
近江	大津	101,884	7	33		40	2,547
近江	信楽	55,355	9	22	近江四日市 2	33	1,677
山城	京都	96,470	8	58		66	1,462
山城	京都	246	2	2		4	62
山城	京都	30,807	4	9		13	2,370
山城	宇治	20,532	3	6		9	2,281
大和	五条	61,732	11	7		18	3,430
大坂	谷町	79,417	11	15		26	3,055
大坂	鈴木町	72,608	8	18		26	2,793
丹後	久美浜	67,745	7	9		16	4,234
但馬	生野	74,184	7	6		13	5,706
石見	大森	78,696	7	6	備後上下 4	17	4,629
備中	倉敷	63,703	11	8	美作下町 1	20	3,185
肥前	長崎	36,677	4	12	肥後富岡 4	20	1,834

管轄する領地の規模は、幅が大きいことが分かる。多いところでは高 10 万石を超えている。石高の規模は、平均的でもなく、一律というわけでもない。また、出張陣屋の配置を見てみても、必ずしも支配石高には対応していない。さらに、所属する吏員の数を見ると、これも支配石高には対応していないことが分かる。

この中で、越後国（新潟県）水原代官所を取り上げて、具体的に見てみたい。支配石高は高 10 万石余りで、管轄範囲は越後国（新潟県）から陸奥国会津地方（福島県）に及んでいる。越後と会津の境は険しい山

道のためか、会津側の田嶋に出張陣屋を置いている。

人員配置は、江戸詰 11 人、水沢詰 5 人、田嶋詰 4 人の合計 20 人である。この 20 人で高 10 万石を超える領地を支配していることになる。現地には 9 人しかいない。この人数からさらに地方と公事方に分かれて仕事を分担するのである。

高 10 万石といえば、藩でいえば中規模の藩に相当する。当然ながら中規模の藩であれば、藩士が 20 人程度ということはある。「民」を活用する中間領域⁽³⁰⁾が必然的に必要になる。

ホ 藩の場合

次に、藩領の事例を検討する。先の水原代官所と比較する意味を込めて、高 10 万石レベルの中規模藩の例を見たい。陸奥国白河藩（福島県）である。

藩の家臣団に関する研究によると、高 1 万石当たりの家臣数は、100～200 人程度といわれている⁽³¹⁾。したがって、高 10 万石程度の中規模藩には、1,000～2,000 人ぐらいの藩士を抱えている計算になる。

表 6 白河藩の役職のうち民政担当職一覧表

役 職	人 数	備 考
御郡代	3	農村担当
御町奉行	2	都市担当
御勘定頭	9	
御勘定奉行	6	
御代官	6	農村担当
御勘定人	29	勘定所下役
御帳預り	7	諸帳面管理
郷手代	14	代官下役
郷手代格	3	代官下役
炭材木奉行	2	山林管理
町役所物書	2	町奉行下役
郷使	17	代官下役
12職	100人	藩内総数 1,457人 総職数 105種

18 世紀後半の白河藩では、藩士の人数は 1,457 人、それが 105 種類の役職に配置されている。

全体から民政に関わると思われるものを抜き出したのが表 6 である。具体的な職務内容は不明なものも多いが、12 種類の役職に 100 人が配属されていることになる。

民政を除く多くの役職は、警備（戦闘員）や藩主一家の世話係、そして城の機能を維持する仕事である。それらに多くの人員が配置されていたことが分かる⁽³²⁾。

白河藩の 100 人という民政担当藩士の数は、幕領の 20～30 人規模よりは多い。しかし、藩士の配置は、非民政部門の方がはるかに多く、藩領でも「民」の中間領域の

活用が目目されるのである。

ただし、一つ注意しなければならない点は、白河藩の民政担当役人として加算した人員の中には、幕府でいうところの勘定所に所属する上級の役人、城下町の役所において実務には当たらない役職が含まれている点である。幕府の例では郡代所・代官所以外の吏員を加算していない。本来は、藩の場合も同様の条件で比較する必要がある。白河藩の場合、仮に幕府と条件を一致させたとしても、100 人よりもさらに少なくなるはずである。

ハ 初期府県の職員数

最後に、初期の府県の職員数について見てみたい。事例とするのは、白河県・福島県である。

白河県⁽³³⁾は、現福島県内で、旧白河藩領よりも広範囲に 10 郡（石高で 28 万石程度）を管轄した。その職員数は、60～100 人程度である。旧福島県は、3 郡時代が 30 人、中通り 6 郡を管轄した時代が 80 人という職員数である。石高 10 万石に換算すると、多くても 30 人程度である。

規模的には、近世の幕領と藩領の中間の人数になる。初期の府県においても、「民」の中間領域の活用が不可欠だったと思われる。この点では、近世と同じような姿だったのではないか。初期府県の場合も、諸藩の場合と同じように、同じ条件で幕府の事例と比較できるとすれば、もう少し人数が少なくなる可能性がある。

ト まとめ

本章では、近世の「文書による支配」という仕組みを前提に、それに対する領主役人の執行体制について、人数構成や職務内容を見てきた。

幕府や諸藩、そして初期の府県に共通していたのは、「民」の中間領域を活用することを前提とするような組織・人員配置であった。

3 「官」と「民」の間～中間組織の諸相～

本章では、これまで「民」の中間領域の活用などと呼んできた「官」と「民」にある中間組織の具体層を検討していきたい。注目するのは、領主の支配役所である陣屋の元に置かれた「会所」と呼ばれる組織・機関である。

城下町の「御役所」、あるいは先に見た代官所の陣屋などは、「官」(武士)が詰める役所である⁽³⁴⁾。そのような「御役所」や陣屋の近くに、「民」(庶民)が詰める詰所があった。そのような詰所は、「会所」などと呼ばれることが多い。

本章では、白河藩(福島県・新潟県)と桑名藩(三重県・新潟県)の会所の事例を取り上げる。

(1) 白河藩(福島県)の場合

イ 藩の領地

白河藩は、白河に城下町を置き、「城付地」として陸奥国(現福島県域内)に5郡の領地を持っていた。「城付地」には城下町白河のほか、須賀川町⁽³⁵⁾という在郷町も抱えていた。

そのほかに「分領」(飛地)として越後国で5郡の領地を支配した。「分領」では、柏崎に陣屋を置いていた。

ロ 須賀川町の行政

須賀川町は、戦国時代には戦国大名二階堂氏の城下町であった。伊達政宗に攻め落とされ、在郷町として近世を迎えた。

須賀川町は、郷土筆頭の相楽七郎兵衛家が代官職を代々世襲した。相楽家は、鎌倉幕府の有力御家人として出発して戦国大名まで存続した白河結城氏の重臣であった。相楽家は、白河藩に仕官しておらず、浪人身分である。また、白河結城氏の庶流でもあり、流れを汲む証拠の古文書を現代に伝える旧家である。

ハ 須賀川町会所

8代将軍徳川吉宗の孫で、御三卿田安家から白河藩に養子に入った松平定信が藩主

になると、次々に藩政改革を実施した。

須賀川町には須賀川町会所(東町、のちの須賀川税務署)が設置された。そして町の民政全般を担当するようになる。

会所の職務内容は、一般行政事務を中心に、警察・消防・助郷(交通)も含み、商品値段や銭相場などの物価調整、そして運上金の徴収にも及んだ。

会所の運営体制は、白河藩北郷代官の管下に属し、代官加役・大庄屋・検断・庄屋・年寄などの町役人が月番で勤めた。つまり、「民」が担っていたのである。

会所の運営資金も特色がある。当初は、質屋運上金を充てていた。のちに、藩からの領民救済金の一部が加えられる。そして、富裕町人の積立金である町益金も加えて財源とした。

これらの資金を財源とした資金運用も行われた。周辺の会津藩・二本松藩・三春藩などに貸し出され、この地域で大きな影響力を持った貸付金となった。

まとめると、次の様になる。人力的には月番の町役人が担っている。彼らの経済的な実態は富裕町人であろう。町会所の運営については、人員面も資金面も、藩士ではない町の有力者が担っていた。そして、有力者が動かす町会所が、町の行政全般を管掌したのである。

(2) 桑名藩(三重県)の場合

イ 藩の領地

白河藩は、定信の子の代で桑名藩に転封になる。越後国の「分領」は引き続き桑名藩が支配した。伊勢国(三重県)の4郡内で「城付地」を支配した。

桑名藩の越後分領は約6万石あり、「城付地」よりも大きかった。そして、さらに越後国内で、幕府から数万石規模の「大名預地」を委託されていた。

ロ 柏崎陣屋

白河藩時代も桑名藩時代も、越後国刈羽

郡柏崎大久保新田に柏崎陣屋を設置して越後分領と大名預地を支配した。大きな港町であった柏崎町の隣村である。

柏崎陣屋には、主に次の三つの施設があった。「御役所」、「刈羽会所」、「御預会所」である。

「御役所」は、藩士が勤務する役所で、全体を総括した。

「刈羽会所」は、分領の村々の代表が順番に出勤し、役所の指示の下で業務を行う詰所である。

「御預会所」は、預地の村々の代表が順番に出勤し、役所の指示の下で業務を行う詰所である。

分領と預地で会所が分かれていたことが分かる。

次に、柏崎陣屋の人員構成を見てみよう。役職別にまとめた藩士の詰人数である。

表7 柏崎陣屋の人員構成

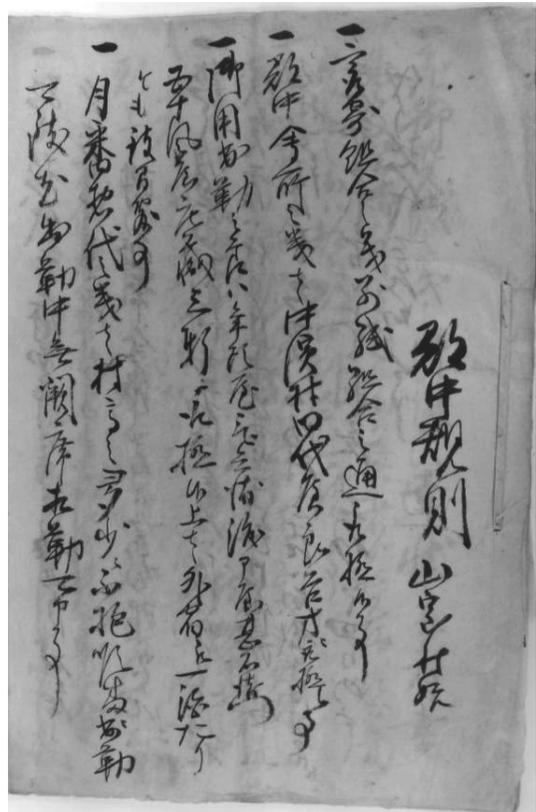
職名	人数
郡代	1
勘定頭	2
横目	2
勘定奉行	2
代官	2
勘定人	7
郷手代	6
下横目	2
郷使	6
定加勢	3
町同心	3
合計	36

約10万石近い領地(6万石+数万石)を36人で担当していたことになる。「官」(武士)の役人については、これまで見てきた事例と同じ規模であろう。

八 柏崎陣屋の会所

戊辰戦争で敗北した桑名藩の越後分領は、明治政府が接收した。越後府または柏崎県の管下であった。柏崎県庁は、元の桑名藩柏崎陣屋に置かれた。

図B 旧桑名藩分領の「郡中規則」



これは、会所での勤務規定をまとめた「郡中規則」である。越後府あるいは柏崎県から郡中規則の改正を命じられ、民政局に提出した書類の下案である。この史料からは、郡中会所で、村々の代表がどのような勤務内容だったのかが判明する。

表8 「郡中規則」の内容

通番	内容
①	最寄組合は別紙の組み合わせの通りに取り決めました。
②	郡中会所は、中浜村の田代屋良吉方に取り決めました。
③	御用出勤のときは、郷宿 ^{ごうやど} 3軒に決めたので、それ以外には泊まらないこと。
④	月番惣代は、村高の多少に関わらず順番に出勤すること。もちろん出勤は無欠席で勤めること。
⑤	組々惣代が会所に出席するときは、朝五ツ時出席、夕七ツ時退席のこと。また、非常会議のときはその限りではない。
⑥	組々月番惣代が会所に出席中に、仕方ない用事で帰村するときは、代わりの月番を立て、そのことを御役所に届けた上で帰村すること。また、急変の用事で帰村するときは、居合わせた月番に兼勤を頼み、三日以上の欠席になるときは四日目に代わりの惣代を差し出すこと。
⑦	飛脚賃銭は、御役所の達 ^{たつしよ} 状で表の肩書きに朱字で「御用」とある分はその者より賃銭差出し、朱がない分はすべて郡中割合にすること。
⑧	堰所並びに川除・溜堤・道・橋普請は、従来最寄割合のところは最寄割にし、その村は村割合にいたし、郡中惣割にはしない。もっとも自普請 ^{じぶしん} では行き届かないときは、民政局に願ひ上げ、実地見分を受けて指図に受けること。今まで御普請所 ^{ごふしん} で証拠書類もあって費用をもらっていた場所でも、小破のときはその村最寄で自普請をするのはもちろん、これまで自普請で証拠書類もなく自普請の場所でも、村最寄では自普請できない場所は、実地見分を受けて費用を下付されるように願ひ出る。
⑨	月番惣代と村々惣代 ^{こにゆうよう} たちの小入用は、一日金一朱ずつ渡し、宿料は一泊銀9包に取り決めました。もっとも米穀値段にしたがってときどき郷宿 ^{ごうやど} と相談して民政局に伺って取り決め、郡中最寄村々はその決定事項にしたがい諸入用に計上すること。どの惣代でも村用であっても御用出勤中の入用は、郡中取り決めのほかは余分な負担を計上せず、質素潔白を守って職務に勉勵すること。
⑩	助郷 ^{すけごう} は今までのように異論があるところは御指示を受けることになっていますが、規則は左の通り。月番立会庄屋が継ぎ立て、先触 ^{さきふれ} の表書きで郷宿 ^{ごうやど} 仕訳帳、正人馬遣口明細帳に記帳し、駅運方 ^{えきまてい} に提出して御見届け改印を願うこと。右の御改印がない分は入用に計上しないこと。
⑪	郡中諸入用に計上する規則左の通り。月番出勤日数は名前帳に御見届改印願ひおき、計上は勤料・宿料ともに取り決めの通りに銘々の郷宿 ^{ごうやど} に置かせ、紙筆墨茶炭飛脚賃そのほか入用すべて諸方通の表に毎筆これと書き付け置き、毎月14日晦日の両日前に郡中会所諸入用留帳に請け帳しておき、会計方の御見届御改印がない分は計上しないこと。
⑫	「先触 ^{さきふれ} 仕訳 ^{ならびに} 并人足遣ひ口帳」「月番出勤日数名前帳」「郡中会所諸入用留帳」の3帳面は、御見届御改印がある分は計上し、そのほかは計上しない。
⑬	月番順村規則左の通り。最寄小組数は12カ組、月番大組数は4カ組に定まりました。
⑭	月番惣代の出勤は、4人と株数を決めた上は、その規則を守り、増人数にならないようにすること。
⑮	月番惣代の交代は、たとえば明日引換わる者は前日に引き取り、交代のときに重なって人が多くならないようにすること。交代は前もって申し出て、2人2人にし、4人一度にならないように心得ること。
⑯	月番惣代交代のときには名前書を差出すこと。

から は、郡中規則改革掛の庄屋中から郡中村々庄屋に出された条目である。

は、民政局から郡中惣代に出された条目である。

会所は、中浜村の田代屋に置く()。公認の郷宿⁽³⁶⁾は3軒で、その3軒のほかには宿泊してはならない()。

郡中会所の下に、「月番大組」という組合村が4組あり、その下に「最寄小組」という組合村が12組あった。つまり、郡中-大組-小組と三層構造になっていたのである。大組からそれぞれ月番惣代が出て、4人で会所に勤務する()。月番惣代は、村の大小に関わらず順番に勤める()。勤務時間は、日出直前から日没直前まで()。代役の規定もある()。

に会所の3つの基本帳簿がある。A「先触仕訳并人足遣口帳」、B「月番出勤日数名前帳」、C「郡中会所諸入用留帳」の3冊である。民生局の改め印を受けた費目だけを計上することができる。つまり、民生局に費目のチェックを受けるのである。

に助郷の規定がある⁽³⁷⁾。助郷の経費は、にあるA「先触仕訳并人足遣口帳」に計上する。

に郡中諸入用の割入方の規定がある。

飛脚賃銭、 建築や土木工事の費用、惣代の活動諸経費などは、民生局の改め印を受けて、にあるC「郡中会所諸入用留帳」に計上する。

郡中で計上された費目は、それぞれ大組、小組、村へと割り下げられる。そして最後には個々の百姓に割り当てられるのである。その際には、大組・小組・村それぞれのレベルで計上される費目もあり、諸入用として、年貢諸役とともに個々の百姓に振り分けられる。計上するのは、郡中・大組・小組それぞれのレベルの惣代の職務で、上のレベルから下りてきた金額を勘定し、個々に割り当てるのは村役人の仕事である。

(3) 会所の業務とは

本章では、いくつかの会所について検討してきた、その内容をまとめておきたい。

会所に詰める人員は、月番あるいは年番の交代制である。町・村や組合村から惣代が選ばれて出勤する。

会所自体の運営資金や業務に必要な資金は、一部領主や府県からの拠出金も含まれることもある。しかし、基本的には、庶民の負担であり、運用も独自である。須賀川のように、富裕者の拠出や資金自体の運用益を財源とする場合もある。しかし、一般的には、村々への割当てである。誰かが立て替えて、後で郡中入用・組合村入用・村入用として計上し、個々に割り付けられるのである。

このような諸入用とはどのぐらいの額なのであろうか。幕末期の多摩郡吉祥寺村(東京都)の村入用を分析した児玉幸多によると、同村は河川や用水がない立地で普請費用が少ない条件にあるものの、村入用は年貢の3分の1程度の額に達しているという⁽³⁸⁾。また、和泉国日根郡自然田村(大阪府)の諸入用を分析した菅原憲二によると、村入用の中で、18世紀の末から「郷入用」という地域的入用が増え始め、幕末期には20~40%を占めるようになるという⁽³⁹⁾。

庶民にとっては、かなりの比重を占める支出であることが分かる。しかも、近世後期になると、行政委任事務の増加や物価・人件費の高騰などにより、諸入用が増大していく傾向にある。

「官」「民」立場の違いもある。領主や府県は、費目のチェック(改め印)で諸入用の増大を抑える志向がある。しかし、領主や府県が藩政改革などをしようとする、行政事務が増加することになる。比例して「民」の諸入用負担が増えるという矛盾の関係にあった⁽⁴⁰⁾。

しかし、当時の「官」も「民」も、支出の総額を設定するとか、各費目の上限を決める

という発想自体がない。諸入用だけではなく、近世には予算という概念自体が存在しないからである。また、会計年度という概念もまだ存在しない⁽⁴¹⁾。誰かがどんどん立て替えて支出し、諸入用に計上し、後で割って徴収する形である。領主・府県は改め印で費目自体を制限し、質素倹約を教諭するだけである⁽⁴²⁾。

個々人の立場から見ると、「租税」としてまとめて徴収されて「行政サービス」を受ける形ではなく、年貢^{しよやく}諸役を納めたほかに、諸入用としてさまざまな行政経費を負担する形であった。

諸入用は、領主や府県の財政（国庫）の中にまでは上らず、途中の（主に「民」によって運営されている）中間領域で独自に運営されているのである。

おわりに

比喩的にいえば、近世は「小さな政府」であり、行政組織としては脆弱であった。そのために、「民」を活用する必要があった。ただし、前近代には「大きな政府」は存在しないので、この点は諸外国とも共通していると思われる。

日本の近世は、「民」が担う中間団体が大いに活躍し、「民」は高い行政処理能力を蓄積したという特徴がある。そして、この「民」が担う中間団体はさまざまな機能を備えることになったのである。この点は、日本の特質として先行研究が指摘してきた。

しかし、同じ「民」の活用といっても、市場の力を前提とした現代の「民活」とは大きく異なる点にも注意したい。近世の諸入用の本質は、領主の「経済外的強制」に基づく「租税」の一種である。もちろん、郷宿のように、その一部に「稼ぎ」を内包したり、あるいは周囲に派生させていることは注目される。

このような特徴を持つ日本近世の「租税」について、どのように考えればよいのだろうか。従来は、年貢^{しよやく}諸役というように、年貢と

^{こものなり}小物成を「租税」と考える傾向が強かったと思われる。しかし、行政面を考えると、それだけでは不十分であろう。行政の経費の中核が諸入用にあるとすれば、「租税」の実態とずれていることになる。諸入用も含めて「租税」を考える必要がある。

近世段階では、「租税」全てが領主の「国庫」に入り、その「国庫」から必要な予算が各部門に降りてくるのではない。特に、行政的な経費などは、実務を担う中間団体自体の「金庫」に収納・留保されて財源となる。そのレベルで独自の財政が成立している形である。いわば、当時の国家・社会の在り方に照応し、財政自体が中央集権的ではないのである。そして、さらに地域や身分集団に分有されている形となっている⁽⁴³⁾。

近代的な中央集権国家には、統一的な財政運営のために、近代的な 国庫制度と 予算制度が必要不可欠である。当然のことながら、近世段階では両方が欠けている。

明治時代になると、地租改正を初めとして「租税」や財政の近代化が目指される。諸入用⁽⁴⁴⁾は、「官」（官費）と「民」（民費）に分離された。^{こものなり}小物成は整理され、そして廃止された。明治 11 年（1878）の「地方税規則」によって地方税ができると、^{みんび}民費は地方税と町村協議費に分かれた⁽⁴⁵⁾。^{こものなり}小物成の一部は、地方税として復活することになった。

そして、地租改正の成果は、明治 17 年（1884）の地租条例によって固定化され、財政の安定化が図られた。近代的な国庫制度は明治 22 年（1889）12 月の「金庫規則」制定によって確立した。統一的予算制度は同年 2 月の会計法によって確立したのである⁽⁴⁶⁾。

しかし、庶民レベルでは、会計年度や簿記などの整備はさらに遅れることになる。大きな会社法人を別にすると、税務署員は、納税者の帳簿自体の欠落やその解釈に苦労していくのである。

- (1) 久留島浩『近世幕領の行政と組合村』(東京大学出版会、2002年)など。
- (2) 久留島浩「直轄県における組合村 - 惣代庄屋制について」(『歴史学研究』1982年度別冊特集号、1982年) 久留島「村と村との関係 - 組合村(村連合)研究ノート」(『歴史公論』106、1984年) 熊澤徹「組合村(村連合)」(『歴史体系3近世』山川出版社、1988年)など。久留島「近世後期の『地域社会』の歴史的性格について」(『歴史評論』499、1991年) 久留島「百姓と村の変質」(『岩波講座日本通史15』近世5、岩波書店、1995年) 吉田伸之「社会的権力論ノート」(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会的権力』山川出版社、1996年) 町田哲「地域史研究の一課題」(『歴史評論』570、1997年) 渡辺尚志編『近世地域社会論』(岩田書院、1999年) 藪田貴「近世の地域社会と国家をどうとらえるか」(『歴史の理論と教育』105、1999年) 藪田「国訴・国触・国益」(藪田編『社会と秩序』青木書店、2000年) 山崎圭「幕末における郡中取締役の成立と地域」(『史料館研究紀要』31、2000年) 大塚英二「近世地域研究のための覚書」(『歴史の理論と教育』107、2000年)など。
- (3) 藪田貴『国訴と百姓一揆の研究』(校倉書房、1992年) 谷山正道『近世民衆運動の展開』(高科書店、1994年) 平川新『紛争と世論』(東京大学出版会、1996年)など。
- (4) 久留島浩・奥村弘編『近世から近代へ(展望日本歴史)』(東京堂出版、2005年) 松澤裕作『明治地方自治体制の起源 - 近世社会の危機と制度変容』(東京大学出版会、2009年)など。
- (5) 地域的入用については、久留島浩「『地方税』の歴史的前提 - 郡中入用・組合村入用から民費、地方税へ」(『歴史学研究』652、1993年) 志村洋「近世後期の大庄屋組行政と地域的入用」(『日本史研究』564、2009年)など。
- (6) 志村洋「大庄屋の身分格式」(白川部達夫・山本英二編『江戸の人と身分2村の身分と由緒』、吉川弘文館、2010年)など。
- (7) 山口啓二・高木昭作・吉田伸之「近世史の枠組みを問い直す」(『歴史評論』422、1985年) 高木昭作『近世日本国家史の研究』(岩波書店、1990年)など。
- (8) 高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』(東京

- 大学出版会、1989年) 吉田伸之『近世都市社会の身分構造』(東京大学出版会、1998年) 塚田孝『身分制社会と市民社会』(柏書房、1992年)など。
- (9) 高橋幸八郎『市民革命の構造』(御茶の水書房、1950年)など。
- (10) 例えば、戦国期において、山賊のような商人の親方は、地域的権力である。彼らのような商人司が、支配圏にやってきた商人たちから徴収するのは、租税である。近世では、彼らのような地域的権力が否定され、このような徴収権も否定されてしまう。
- (11) 石井紫郎『日本国制史研究・権力と土地所有』(東京大学出版会、1966年)など。
- (12) 古島敏雄『近世経済史の基礎過程』(岩波書店、1978年) 安良城盛昭『幕藩体制の成立と構造(増訂第4版)』(有斐閣出版、1986年) 佐々木潤之介『幕藩制国家論』(東京大学出版会、1984年) 朝尾直弘『日本近世史の自立』(校倉書房、1988年) 山口啓二『鎖国と開国』(岩波書店、1993年)など。
- (13) 児玉幸多『近世農民生活史』(吉川弘文館、1957年)など。
- (14) 児玉幸多前掲書、荒居英次『近世の漁村』(吉川弘文館) 所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、1980年) 高木昭作前掲書など。
- (15) 近世の専売制については、西川俊作・石部祥子「藩専売制の波及について」(『経済研究』36巻3号、1967年) 吉永昭『近世の専売制度』(吉川弘文館、1973年)などを参照。
- (16) 検地については、神崎彰利『検地』(教育社、1983年)など。
- (17) 東北地方では半分を畑と概算する「半石半永法」(半分銭納) 関東地方では畑方が銭納の「関東畑永法」、甲斐国(山梨県)では「大小切納法」、畿内を中心とした西日本の一部では「三分之一銀納法」が、それぞれ採用されていた。
- (18) 大蔵省・野中準編『大日本租税志』(大蔵省、1882年) 明治財政史編纂会編『明治財政史』(丸善、1904~1905年) 大蔵省編『日本財政経済史料』(財政経済学会、1922~1923年) 安藤博編『県治要略 復刻版』(柏書房、1971年初版は1915年)など。

- (19) あくまでも模式的な話である。
- (20) 多くの人が心に描く「日本の農村の原風景」のいうイメージがある。平野部に水田が広がって、農家が点在しているというのは、平野の耕地開発が進んだ近世以降の姿である。また、稲刈り後に、ハザ掛けといって、木組みを作って収穫した稲をかけて干すのは、明治時代以降の姿である。近世は水が退いた田に筵を敷いて干す、地干しが基本であった。
- (21) 久留島浩前掲 論文を参照。
- (22) 庶民の行政処理能力については、久留島浩前掲書などを参照。また、「税」と同じように、「行政」という用語を近世に適用すること自体にも批判がある(佐々木潤之介など)。本論では、批判も踏まえつつ、近世段階独特の意味を込めて使用することにしたい。
- (23) 文字文化や識字をめぐる問題については、藪田貫「文字と女性」(『岩波講座日本通史 15』近世 5、岩波書店、1995年)など。
- (24) 旗本・御家人には、「知行取」^{ちぎょうどり}、「蔵米取」^{くらまいどり}の違いがある。は、主君から領地を分与されて実際に領主として領地を支配する者。は、実際の領地は持たず、主君の蔵からお米などで給料を貰う者。旗本は約 5200 人(約 40%が無役)、は約 43%。御家人は約 1 万 7240 人。は約 1%のみ。
- (25) 中央である江戸の奉行に対して、地方を担当する奉行の俗称である。重要な地方都市や鉱山などの直轄領を支配する役職である。
- (26) 大名に管理を委託する方式である。その領地からの収入は、その大名に入った。
- (27) 江戸役所は、代官・郡代が幕臣として下賜された自身の「拝領屋敷」を役所として使用する。もちろん、私宅でもある。
- (28) 陣屋自体は、現地の都市や大きな村に建設した。江戸役所とともに業務全般を担う。執務室・休憩室・応接室などがある。別棟で、官吏の宿舎としての長屋、文書類や公金を保管する蔵なども付属していた。
- (29) 手代・手付には多くの庶民の子弟が採用されていることに注目しておきたい。手代から手付へと幕臣に抱えられる者もいれば、さらに代官に昇進する者もいた。
- (30) 中間領域に関する研究は、「政治的中间層」^{政治的中间層}「中間支配機構」あるいは「身分的中间層」など、ときには社会学的な概念を援用しつつ進められた。久留島浩前掲書、志村洋前掲 論文、志村前掲論文、朝尾直弘「十八世紀の社会変動と身分的中间層」(『朝尾直弘著作集 第 7 卷 身分制社会論』、岩波書店、2004 年)などを参照。
- (31) 藩の家臣団に関する研究については、母利美和「近世大名家臣団の官僚制と軍制 - 彦根井伊家の場合 - 」(『史窓』70、2013 年)、熊谷光子「近世大名下級家臣団の構造的分析 - 豊後岡藩を素材にして - 」(『日本史研究』316、1988 年)など。
- (32) 近世の中期以降になると、商品経済が発達することと平和が続くことにより、武士の仕事も「番方」(警備・戦闘)から「役方」(実務・経済官僚)に比重を移す、という見解が有力である。しかし、近世を通じて「番方」が武士の本質であるという側面は変わらないといえよう。
- (33) 白河県の組織は、5 局に分かれていた。職掌・分担は、租税局(徴税・戸籍・土木山林など)、監察局(刑法・賞典・巡察など)、会計局(書納戸・養老など)、庶務局(社寺・駅逓・応接・臨時之事など)、勸業局(生産・開拓・救荒など)であった。
- (34) 陣屋が置かれた町や村を「陣屋元町」^{もとまち}、「陣屋元村」^{もとむら}などと呼ぶ。陣屋の業務に必要な業種(郷宿・代筆・飛脚・金融など)が栄えることが多い。
- (35) 須賀川町自体は、「城付地」^{しろつけち}の中の「飛地」である。
- (36) 郷宿は、陣屋などの役所の近くにある御用宿のこと。村や組と契約して、村役人の仕事を補佐する。宿のほかに、代筆業や飛脚業、金融業などを兼ねた商人の場合が多い。
- (37) 当時は、公用荷物を助郷という形で送った。ある宿場町などを中心に、村々に助郷組合という組合村を組ませ、必要な人馬を提供させて確保する。村々は生の労働力や馬を提供するか、それらに相当する金銭を負担した。
- (38) 『日本歴史体系 3 近世』(山川出版社、1988 年) 441 頁。
- (39) 菅原憲二「近世村落の構造変化と村方騒動 - 泉州日根郡自然田村の場合」(『ヒストリア』62、1973 年)を参照。
- (40) 儒教的な原則論に立つ領主は、年貢収納量の不調は、庶民の贅沢や怠けに求める傾向にあった。

したがって、質素儉約を推奨し、無駄遣いを戒める発想になり、改め印で費目をチェックしようとするのである。

- (41) 明治初期には、中央においては、歳費額を限定せずに各省の要求額を出納司が支弁していた。各省の割拠主義である。地方においては、「府県の経費は、自ら歳額を概計しこれを置米金と称し、その徴収した租税米金の内からこれを控除して直ちに使用し、大蔵省には残額のみを上納するのが慣例となっていた」(深谷徳次郎『明治政府財政基盤の確立』、御茶の水書房、1995年)117頁。
- (42) 全社会的に予算と会計年度を欠いているという会計的・財政的な特質を踏まえて、質素儉約などと精神主義的に教化する側面を評価する必要がある。
- (43) 幕府法と藩法と在地法という三者の関係が想起される。近世には全国法は存在せず、領主法と在地法はもちろん、領主法内部でも幕府法と藩法は、原則的に全く別の存在であった。
- (44) 久留島浩前掲 論文など。
- (45) 藤田武夫『日本地方財政制度の成立』(岩波書店、1943年)など。
- (46) 統一予算制度は明治10年(1877)ごろには成立したという説もある。しかし、本論では深谷の説を採用した。深谷徳次郎前掲書130頁を参照。